



指定統計 商業調査票

平成3年7月1日

市区町村コード, 商店番号, 事業所番号, 基本調査区番号

大規模小売店舗番号, 町丁・字コード, 産業分類, 甲乙

この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

1. 商店名及び電話番号, 2. 商店の所在地, 3. 商店の本支店別, 4. 経営組織及び資本金額又は出資金額, 5. 商店の開設年, 6. 従業者数

7. 年間商品販売額等, 7-1. 年間商品販売額, 7-2. その他の収入額, 8. 年間商品販売額の販売方法別割合, 9. 商品手持額, 10. 営業形態, 11. 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合, 12. 売場面積, 13. 開店時刻及び閉店時刻

以下の項目は、法人商店のみ記入してください。(個人商店は記入する必要がありません。)

14. 年間商品仕入額の仕入先別割合, 15. 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合, 16. 本店(本社)の所在地, 17. 調査員記入欄(事業所の形態)

17. 企業の店舗数等, 1. 企業全体の主な事業の種類, 2. 企業全体の事業所数及び商業店舗数, 3. 企業全体の従業者数及び商業店舗の従業員数, 4. 企業全体の商業店舗の年間商品販売総額, 5. 企業全体の商業店舗の年間営業費総額

通商産業省